

あだち産業センター無線 LAN サービス利用者登録規約

(目的)

第1条 この規約は、あだち産業センターが設置した機器による無線 LAN インターネット接続サービス(以下「端末接続サービス」という。)の利用者登録に関し、必要な事項を定めることを目的とします。

(定義)

第2条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとします。

(1) 登録者

本利用者登録を行い、端末接続サービスを受けることができる者をいいます。

(利用者登録対象者)

第3条 利用者登録の申請をできる方は、あだち産業センター1階で産業情報の収集、ビジネス文書作成、ビジネス交流・商談・打合せ及びセミナー受講などの利用を目的とする方で、以下の各号のいずれかに該当する方を対象とします。ただし、暴力団員等に該当していると認められる方や暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有している方及び暴力的な要求行為を行う方の登録はできません。

(1) 事業主(従業員を含む)

(2) これから創業を検討している方

(3) 、 に随行する者

(4) 当区が実施するセミナー実施事業者及び参加者

(5) 当区が実施する専門相談業務に従事する専門相談員及び相談者

(6) その他、運用管理責任者が別途認める者

(利用者登録申請)

第4条 端末接続サービスの利用者登録を受けようとする者は、本規約を承認のうえ、利用者登録申請書(以下「申請書」といいます。)により、所定の利用者登録申請手続きをするものとします。

2 あだち産業センターは、第1項の申請手続きがあった場合、利用者登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者登録を行いません。

(1) 虚偽の申請をした場合

(2) 申請書の記載内容に不備がある場合

(3) 申請書の記載内容の確認ができない場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、当施設が不適合と認めた場合

3 新規登録する場合の申請書の必須記入項目は、次の各号のとおりとします。

(1) 申請書

申請内容、申請日、郵便番号、住所、氏名・氏名(フリガナ)・電話番号、利用目的、利用者の状態、業種名、主な業務内容

4 利用者登録申請はあだち産業センター1階窓口へ直接提出するものとし、申請者の本人確認ができる身分証明書の提示が必要となります。

(利用者登録の変更)

第5条 登録者は、登録内容(氏名、住所、電話番号等)に変更が生じた場合、遅滞なく申請書によりあだち産業センターへ変更の申請をするものとします。変更の際は本人確認が必要となります。

(利用者登録の廃止)

第6条 登録者は、端末利用サービスを利用しなくなった場合、遅滞なく申請書によりあだち産業センターへ廃止の申請をするものとします。

(利用者登録カードの発行と取扱い)

第7条 あだち産業センターは、登録者と認めるときは、利用者登録番号(以下「登録番号」といいます。)、氏名、有効期限、施設名を表面に印字した、利用者登録カード(以下「カード」といいます。)を発行します。

2 カードは、登録者しか使用できません。

3 登録者は、登録番号を他人に知られないように、カードを善良なる管理者の注意をもって使用し、管理しなければなりません。

4 登録者は、カードを他人に譲渡、貸与することができません。

5 カードの使用、管理に際して登録者が第3項から第4項までに違反した場合において、その違反によりカードが不正に利用されたときは、登録者が施設の利用等に関する責を負うものとします。

(登録日と登録の有効期限)

第8条 利用者登録申請され、あだち産業センターが登録者と認められた日を登録日とします。

2 有効期限は登録日から1年後の応答日が属する月末までとする。ただし、更新は可能。

(更新手続)

- 第9条 登録者は、有効期限の1ヶ月前から有効期限までに更新の手続きを行うことができます。更新の際には、更新申請書と利用者登録カードの提出並びに身分証明書の提示が必要です。
- 2 あだち産業センターは利用登録者より、前条第1項の更新申請があった場合、更新の承認を受けようとする者が第4条第2項第1号から4号のいずれかに該当する場合は、利用者登録を行いません。
 - 3 有効期限内に更新手続きがない場合は、有効期限経過後は自動的に利用者登録の効力を失います。その際は、再度新規の登録が必要です。

(施設の利用申請等)

- 第10条 登録者は、窓口にてカードを提示することで利用申請書の提出を省略し、あだち産業センターからSSIDとPWの提示を受けて端末接続サービスを利用できる。カードの利用にあたっては、当該施設に定められた関係条例、規則その他の定めに従い、定められた目的以外に使用しないものとします。

(カードの紛失、盗難)

- 第11条 登録者は、カードを紛失した場合や、盗難にあった場合、直ちにあだち産業センターに届け出てください。その際、身分証による本人確認が必要となります。

(カードの再発行)

- 第12条 カードの破損等により再発行が必要な場合、登録者は申請書によりあだち産業センターへ再発行の申請をするものとします。その際、身分証による本人確認が必要となります。

(カード忘れ等)

- 第13条 カードを忘れた場合は、利用者登録確認申出書をあだち産業センターへ提出するものとする。その際、身分証による本人確認が必要となります。

(利用の一時停止)

- 第14条 登録者が次の各号のいずれかに該当した場合、第8条のサービス利用を一時停止します。
- (1) 登録内容等の変更の届出を怠るなど、登録者の責に帰すべき事由により登録者の所在が不明となり、あだち産業センターが登録者への通知・連絡について不能と判断した場合
 - (2) あだち産業センター無線LANサービス利用規約に定める、利用目的、サービスの対象者に該当しなくなった場合
 - (3) あだち産業センター無線LANサービス利用規約に定める禁止事項を行った場合
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、あだち産業センターが登録者として不適格と認めた場合

(登録資格の喪失)

- 第15条 登録者が次の各号のいずれかに該当した場合、登録者の資格を喪失します。この場合には、カードを直ちに返還するものとします。
- (1) 虚偽の申請をした場合
 - (2) 本規程及びあだち産業センター無線LANサービス利用規約のいずれかに違反した場合
 - (3) 登録者が所定の登録廃止の手続きを行った場合
 - (4) 施設の利用において、暴力団の利益になる利用をした場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、あだち産業センターが登録者として不適格と認めた場合
 - (6) 端末接続サービスが終了する場合

(規約の変更、承諾)

- 第16条 本規約及びあだち産業センター無線LANサービス利用規約の変更については、その変更内容を窓口及び産業情報室のホームページ等に掲載します。変更後に利用申請したときは、変更内容を承諾したものとみなします。

(個人情報の取り扱い)

- 第17条 端末接続サービスのご利用に際して利用申込書にご記入いただいた個人情報は、端末接続サービスの管理・運営以外には使用しません。また、第三者に開示・提供することはありません。ただし、法令により開示を求められた場合、又は裁判所、警察等の公的機関から要請に基づいて開示を求められた場合には、サービス利用者自身の同意なくその個人情報を開示・提供することがあります。

(サービス提供の終了)

- 第18条 端末接続サービスは保守点検の場合などの理由で予告なく停止する場合があります。また、端末接続サービスを終了する場合があります。端末接続サービスの中止または終了により、利用者または第三者等が被ったいかなる損害についても、理由に問わず当施設は一切の責任はないものとします。

(平成29年4月1日現在)